令和3年1月27日の官報に、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和2年8月31日厚生労働省告示第304号)」に対する原稿誤りの正誤が掲載されました。

官報正誤の内容については以下の通りです。

正

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表VIの002から006までの改正規定については、同年十月一日から適用する。

改 正 後					农 川 恒							
則表						別表						
VI 歯和	斗点数表の第	2章第12部に規定	する特定保険	医療	材料及びそ	VI 歯科	科点数表の第	52章第12部に	規定する特	定保険	医療材	オ料及びそ
の材料価格					の材料価格							
	88	名	単	位	材料価格		EL.	名		单	位	材料価格
001	(略)					001	(略)					
002	歯科鋳造用	14カラット金合金	1	g	4,766円	002	歯科鋳造用	14カラット金	合金	1	g	4,374⊞
	インレー用	(JIS適合品)					インレー用	[(JIS適合	品)			
003	歯科鋳造用	14カラット金合金	鉤用]	g	5,050円	003	歯科鋳造用	14カラット金	合金 鉤用	1	g	4,658円
	(JIS適合	品)					(JIS適合	品)				
004	歯科用14カ	ラット金合金鉤用	線 1	g	5,422円	004	歯科用14カ	ラット金合金	:鉤用線	1	g	5,030円
	(金58.33%以	上)					(金58.33%以	(上)				
005	歯科用14カ	ラット合金用金ろ	j 1	g	4,982円	005	歯科用14力	ラット合金用	金ろう	1	g	4,590円
	(JIS適合	品)					(JIS適合	品)				

誤

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表VIの006の改正規定については、同年十月一日から適用する。

	故正	溆		牧 川 指					
別表 VI 歯科点数表の第 の材料価格	第2章第12部に規	[定する特定保険]	医擦木	才料及びそ	別表 歯科点数表の の材料価格	第2章第12部に規定す	る特定保険医療	京材料	斗及びそ
品 001~005 (略	名)	単	位	材料価格	001~005	名(略)	単	位	材料価格